

法定外公共物（里道）の実態調査

中部大学 正 磯部友彦

中部大学 非 ○江尻祥世

1. 研究背景

道路は都市・地域住民の日常交通、あるいはビジネス・観光客等の域内移動交通を支えると共に、豊かな都市・地域社会を形成する重要な基盤である。

現在、一般に利用できる道路として国道、県道、市道の他にも道路法に基づいて管理されていない道路として、農道、林道、堤防道路、臨港道路など数多くの種類の道路が挙げられる。さらに、建築基準法による道路指定もある。しかしこれらの道路は管理・整備の法的根拠が異なっていることから一般的に整備や活用が不十分になっているケースが多々見られる。

これらの道路の現状を調査するとともに、都市交通のあり方、道路利用の機能性を考え、これらの道路が今後どのように管理・整備されていくべきかを見直す必要があると思われる。

2. 研究目的

道路法・道路構造令（以下、法令と記す）で定義されない道路は整備・利用目的ともに不十分なケースがみられ、一般的に使いにくいものが多く存在する。たとえば道路幅が狭く通行が不便なものや、交通バリアフリー法による移動円滑化基準の適用を受けないもの、密集市街地における防災面での問題など、幅員や段差の整備上の問題などがあげられる。一方で、歩行者や自転車にとっては重要な生活道路として多様な活用が図られている。

これらの道路の現状を知り、今後の管理・整備・活用法を考えることは、都市の交通渋滞の緩和、交通事故の抑制、高齢者・障害者等の移動手段の確保など可能性があり、様々な交通問題を解決する大きな効果をもたらすと考えられる。

そこで、愛知県、三重県、岐阜県、静岡県の法定

外公共物（里道）の管理・整備・活用の現状を調査し、その問題点や現在行われている管理方針から、今後はどのような整備方針で管理され活用されていくべきかを検討し提案することを本研究の目的とする。

法定外公共物（里道・水路など）とは、道路法や河川法などの適用を受けない、国（国土交通省などの所管）の財産(土地)のこと（例えば、昔からあったあぜ道や用水路など）で、機能のあるものは平成12年度から平成17年度末までに順次市町村へ譲与され、機能のないものは国（財務省）が直接管理している。ほとんどの場合、地番がなく、法務局備え付けの地籍図(公図)に里道は赤色、水路は青色の線で表示されている¹⁾。図1に公図の模式図を示す。

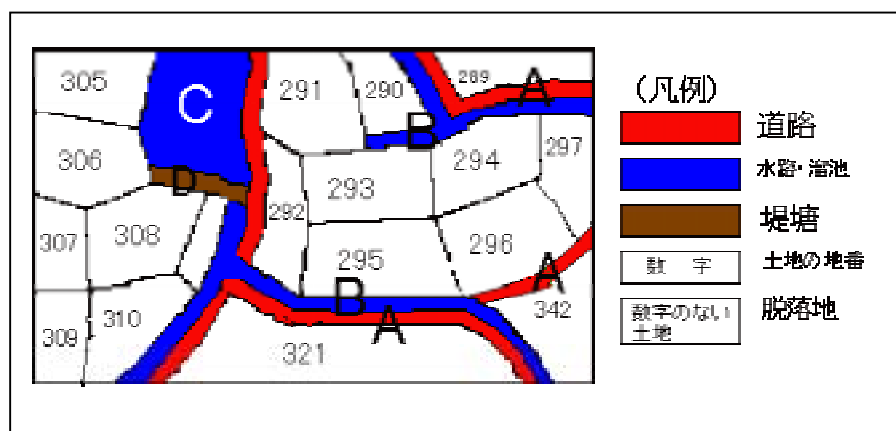


図1 公図に示された法定外公共物の例²⁾

3. 研究方法

まず、法令で定義されない道路にはどのようなものがあり、現在どのように管理されているのかを中心に現在、一般に利用できる道路について文献等の調査により知識の補充をする。

次に、研究対象である法定外公共物（里道）のアンケート調査票を用意し、調査を実施し、里道が現在どのように管理・整備・活用されているかを調査する。また、アンケート調査対象の各市町村の今後の管理体制を質問項目に加え、将来の方針について

も考察をおこなう。さらに、里道の管理の特性・問題等の抽出を行い、今後の管理・整備について検討を行う。

4. 春日井市役所へのヒアリング調査

各市町村にアンケート調査を行う前に、春日井市役所の担当者にヒアリング調査を行った。その結果から各市町村への質問項目の検討を行った。春日井市へは次の項目を質問した。①里道の管理、②里道の整備、③里道の活用。

以下にその回答をまとめる。

（1）管理について

里道の管理者は市町村の道路管理者が担当している。春日井市が把握している里道の管理の程度は、国から引き継がれた図面上のままであり、随時払い下げや付け替え等を行っているため、正確な延長、面積、幅員は不明である。

（2）整備について

舗装整備の方針としては地元からの整備要望に基づき、春日井市が必要と判断した時にアスファルト舗装を行うといったものである。

通行の確保の面では、昔から農道として住民が利用しており、現在も人の通行があれば現地もそれなりに残っているといった状況であり、市で里道の幅員を確保するための行動はおこなっていない。しかし、境界立入申請が提出されれば、幅員を確保するようにはしている。

防災面では、幅員の狭いところや消火栓の位置、ストレッチャーの通れる道、待車場所等を巡回により把握しており、現状に即した活動を行っている。道路用地の幅員が狭いため、地元の協力（寄付等）や買収するだけの効果がえられるかで、今後の防災上の整備は大きく変わってくる。

バリアフリー化への対応は、未舗装部がかなり多く存在し、幅員は狭く、段差も多くあることはわかっているが、現在のところ整備計画はない。

（3）活用について

里道の利用状況としては、近隣住民が普段の生活道路として利用しているため、通学路、農作業、散歩道程度であると思われる。

今後の管理の方針としては春日井市で今後も管理していき、市民の生活道路として存在しているた

め、里道が全くなくなることはない。

（4）考察

春日井市で管理している里道は図面上の範囲だけのものであり、延長、面積、幅員までは把握しておらず、市で整備を整えていく計画も無く、地域住民が普段の生活道路として使っているが、交通バリアフリー化、防災面での整備の対策は不十分である。これから先、検討が必要ではないかと思われる。

5. 法定外公共物（里道）の実態調査の実施

5.1 実態調査の概要

春日井市での里道の現状把握を参考にして、各市町村に配布するアンケート調査票の質問項目を整理し、東海4県（静岡、岐阜、三重、愛知）の市町村（179団体）に里道の管理、整備、活用の面で、現在の状態、これからの里道のありかたについての各市町村の考えを把握するために郵送によるアンケート調査を実施した。郵送先は、各市町村の「生活道路管理ご担当者様」宛とした。

5.2 質問項目の概要

法定外公共物（里道）の実態調査のアンケート調査を実施するに当たって、管理、整備、活用の質問項目に分け三つの視点から里道の現状、今後の管理・整備方針についての考察を可能としている。

項目1・・・里道の管理状況

項目2・・・里道の活用状況と活用の可能性

項目3・・・里道の整備状況と整備体制

6. おわりに

講演時にアンケート調査の集計・分析結果を示す予定である。どの市町村も里道への対応は苦慮しているようである。よって、今回の調査で自治体間の対応状況・整備状況の違いを明らかにし、里道の払い下げを進めるというよりも、交通路としての活用を積極的に進める方策を検討していきたい。

【参考文献】

1)大阪府都市整備部用地室：法定外公共物(里道・水路など)について、

<http://www.pref.osaka.jp/yochi/houteigai.html>

2)株式会社杉山不動産鑑定：里道・水路のはなし、

<http://www10.ocn.ne.jp/~sugiyama/rido.html>